別添１

新 す こ や か 保 育 事 業

１　事業の目的

認可外保育施設に入所している児童の健やかな発達・発育を促すとともに、認可外保育施設における安全・衛生環境の向上を図り、入所児童の処遇向上を図ることを目的とする。

２　事業内容及び対象児童等

本事業の内容及び対象は、次のとおりとする。

1. 児童の健康診断費の助成

認可外保育施設に入所している児童とする。ただし、幼稚園の預かり保育対象児童を除く。

1. 給食費の助成

認可外保育施設に入所している児童とする。

(3)　保育施設賠償責任保険料の助成

認可外保育施設に入所している児童とする。

(4)　調理員の検便費の助成

認可外保育施設において調理を担当している職員とし、原則として、各施設当たり１名とする。

(5)　障害児保育に係る保育費の助成

認可外保育施設に入所している障害のある児童とする。

３　実施要件

(1)　事業の対象となる認可外保育施設は、法59条の２第１項の規定により沖縄県への届出（以下「届出制」という。）が義務づけられている施設のうち、以下の要件を全て満たしている施設とする（第５条第１項により事業の対象とならない認可外保育施設を除く。）

①　石垣市内に設置された施設で当該年度4月1日現在において運営していること。

②　保育従事者数が、指導監督基準（県）に定める配置基準を満たしていること。

③　有資格者数が②で配置した従事者数の６分の１以上であること。ただし、②で配置した従事者数が８人以下の施設にあっては、有資格者が１人以上であること。

④　非常災害に対する具体的計画（消防計画）が策定されていること。なお、30人以上の施設にあっては、防火管理者を選任し、計画と併せて届出を行っていること。

⑤　デイリープログラムが作成されていること。

⑥　指導監督基準（県）に定められている、職員及び児童の状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

⑦　一定期間（２週間～１ヶ月間）の献立表を作成し、事前に、入所児童の保護者　へ配布するとともに、市へ提出していること。なお、献立表はメニューと材料を分けて記載すること。また、献立に大幅な変更がある場合については、修正後速やかに再度配布・提出しなければならない。

(2)　３（１）にかかわらず、施行規則第49条の２の規定により届出制の対象外となっている施設であっても、市長が特に必要と認める場合であって、３の(1)①から⑦の要件を全て満たしている施設については、事業の対象とすることができる。

(3)　事業を実施する認可外保育施設は、対象経費の支出及び給食費に係る保護者からの実費徴収など寄付金その他収入を証する書類等を市へ提出し、事業の適正な管理・執行に努めること。

(4)　交付要綱別表第２欄⑶の給食費の補助については、認可外保育施設を利用して

いる児童が、以下の要件を全て満たしていること。

①　保育料無償化の認定を受けていること。

②　次のいずれかの要件に該当すること。

ア　保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（年収360万円）未満相当世帯に属し、補助金交付申請日の属する年度４月１日時点で満３歳以上小学校就学前の児童

イ　保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯に属し、補助金交付申請日の属する年度４月１日時点で満３歳未満の児童

(5)　障害児保育に係る保育費の助成については、以下の要件を全て満たしているこ

と。

①　障害児保育について、知識・経験等を有する保育従事者を配置すること。

②　配置される保育従事者は、日頃から市町村等と連携し、障害児施策との連携により、早期の段階から受入障害児を専門的な支援へつなげるよう情報収集等に努めること。

③　障害児とは、集団での保育及び日々の通所が可能であると認められる児童であって次のア～オのいずれかに該当するものをいう。

ア　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第３条第１項の特別児童扶養手当の支給対象となる児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

イ　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

ウ　「療育手帳制度について」（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けている児童

エ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

オ　その他身体障害者福祉法又は精神保健福祉法の規定により知事の指定する医師の診断書や、心理士の意見書等により市町村長が認めた児童

４　留意事項

(1)　児童の健康診断は、内科健診及び歯科健診として実施し、市と認可外保育施設施設が連携を図り、適切な時期に実施するように努めるものとする。

なお、内科健診を２回実施する場合は、健康指導等を併せて実施し、初回健診の結果を踏まえ、２回目の健診では確認作業を行う等効果的な実施に努めるものとする。

(3)　各給食費等の助成が、児童の給食の充実につながるよう努めること。

５　対象経費等

　事業に係る対象経費等については、以下のとおりとする。

(1)　児童の健康診断費

ア　内科健診に係る費用で、年２回の実施とする。

イ　蟯虫検査、尿検査も補助対象とする。

(2)　給食費の助成

入所児童の給食費とし、月24日以内とする。

(3)　保育施設賠償責任保険料の助成

ア　入所児童の保育施設賠償責任保険料とする。

イ　保育施設賠償責任保険料の対象経費については、保険対象期間が年度をまたいでいる場合には補助年度分の保険料を算出して計上することとする。

(4)　調理員の検便費の助成

調理担当職員の検便費とする。

(5)　障害児保育に係る保育費の助成

ア　障害児保育のため配置した職員の給料、報酬、職員手当等、共済費等とする。

イ　障害児保育について、知識、経験等を有する職員を配置すること。

２　交付要綱別表第２欄⑶に係る給食費の補助の方法等を以下のとおりとする。

(1)　補助の方法

市は、実施要綱で定める要件を満たす児童（以下「補助対象児童」という。）　に係る認可外保育施設の給食費の全部又は一部を減免した認可外保育施設に対し、当該年度において、認可外保育施設が補助対象児童に係る認可外保育施設の給食費を減免した額の合計額の10/10以内の額を補助するものとする。

　　(2)　補助の範囲

本事業において補助対象児童に係る認可外保育施設の給食費の減免は、補助対象児童の保護者が次号の規定による認定の申請を市が受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の最初の石垣市役所子育て支援課の開庁日である場合にあっては、当該日の属する月。受理した日が令和5年5月31日までの間にあって補助要件に該当する場合にあっては、令和5年4月）から始め、実施要綱で定める要件に該当しなくなった日の属する月で終わるものとする。

(3)　認定申請の手続き

認可外保育施設は、補助対象児童の保護者が本事業により補助対象児童に係る認可外保育施設の給食費の減免を受けようとするとき（当該補助対象児童が利用する認可外保育施設を変更しようとするときも、同様とする。）は、当該者に、毎年度、新すこやか保育事業利用認定申請書（補助様式１）に、新すこやか保育事業認可外保育施設利用証明書（補助様式２）を添えて、これを提出するものとする。

(4)　利用資格の認定

前号の申請があった場合において、市長は、当該申請者が事業実施要綱に定める要件に該当すると認めるときは、新すこやか保育事業利用資格認定書（補助様式３）（以下「認定書」という。）に所要事項を記載し、これを申請者に交付するとともに、当該認定書の写しを添えて、その旨を申請者の児童が利用する認可外保育施設に通知するものとする。

(5)　利用資格喪失の届出

市長は、補助対象児童が事業実施要綱に定める要件に該当しなくなったときは、当該補助対象児童の保護者に、速やかに、新すこやか保育事業利用資格喪失届書（補助様式４）を提出させるものとする。